

第3次小林市男女共同参画基本計画実施状況報告書

令和5年度事業実績

小林市

令和6年度 第1回 小林市男女共同参画審議会及び 小林市男女共同参画行政推進会議 合同会議 質疑・要望

日時:令和6年7月25日(木) 14:30～

場所:小林市役所第1別館 大会議室

〈質疑・要望〉

1	困ったときにどこに連絡したらいいかわからない。
2	母子家庭・父子家庭で各種支援の差があるのか。

〈応答〉

1	総合的なこと(どこかも不明な場合)は市民課が承ります。担当が分かれば、担当部署が対応します。消費者トラブルであれば、市民課内にあります西諸県地域消費生活相談窓口が対応します。
2	母子家庭、父子家庭ともに同じ取り扱いです。支援の幅(量)は、所得で変化します。

目 次

1 基本目標の概要と令和5年度の主な取組み	1
2 各課からの報告内容	6
3 成果指標進捗状況シート	3 4
 (参考資料)	3 7
資料1 審議会等一覧	3 8
資料2 女性の参画状況	4 4
資料3 小林市職員における女性の任用状況	4 5
資料4 小林市男女共同参画審議会委員名簿	4 6
資料5 男女共同参画に関する世界・日本・宮崎県・小林市の動き	4 7
 用語解説	5 2

1. 基本目標の概要と令和5年度の主な取り組み

2. 令和5年度事業実績

基本目標1 人権尊重と男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

概 要

国内において、男女共同参画社会の実現に向けた法律や制度は整備されつつあります。しかし、社会的につくられた性別（ジェンダー）に基づいた偏見や性別役割分担意識など、多くの人権に関する問題が現在も依然として社会に根強く残っており、真の男女平等の実現には未だ多くの課題が山積しています。

そこで、①男女が性別に関わらず個人としてお互いの人権が尊重される『男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成』、②さまざまな啓発活動を行い、学校、生涯学習等における男女平等の推進を図る『男女共同参画を推進する教育・学習の充実』、③女性に対する暴力の根絶や男女の生と性が尊重される環境づくりを進める『男女の人権の尊重』という3つの重点課題を設定し、各施策に取り組みます。

重点課題1－1 男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成

3月8日の世界女性デーにあわせて、生理の貧困に焦点を当て、ミモザのスワッグ作りのワークショップを開催した。

また、男女共同参画週間（6月23日～29日）では男女共同参画地域推進員のサテライト会場に小林市がなったため、7月7日までパネル展を継続した。

重点課題1－2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

各学校に設置している家庭教育学級において、土日にも行事等を計画し、父親が参加できるようにした。

沐浴体験を実施し、夫やパートナーに育児協力体制の大切さを伝えた。

進路学習や体験学習を通し、児童生徒の進路選択能力の育成を図るとともに、研究授業やキャリア教育支援センターの活用によりキャリア教育の充実に図った。

重点課題1－3 男女の人権の尊重

セクシュアルハラスメントを含むハラスメント防止研修を主幹昇格後の市職員に対して実施し、意識の向上に努めた。

また、市立病院の患者相談窓口にメディカルソーシャルワーカーを設置し、DV被害が疑われる事案に積極的に介入し被害の防止に努め、メディカルソーシャルワーカーと事務部が連携し、関係機関と情報共有を行う体制を維持し、2件の相談を受けた。

各学校で、発達段階に応じた性に関する教育を、学校訪問を通じて指導・助言をおこなった。

「小林市パートナーシップ宣誓制度」を導入し、多様な性への理解促進を市全体で進めるよう努めた。

各学校で、性的少数者（LGBTQ等）について、教職員や児童生徒を対象に研修・啓発をおこなった。

基本目標 2 男女がともに個性と能力を発揮できる就業環境づくり

概 要

男女がともに、個人の価値観やライフスタイルに応じた就業形態を主体的に選択でき、どのような選択をしても性別に関わらず、公平に対応されるためには、雇用形態や職場環境改善、事業主や労働者の意識改革の促進が重要です。

男女一人ひとりの生き方や考え方が多様化するなかで、従来からの「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担意識や働き方を見直し、男女が相互に協力し合う関係を築くことが大切です。

そこで、①市内事業所における男女雇用機会均等法の履行に向け、その周知・徹底を図り、男女間の格差解消に向けて事業主への理解を目的とする『雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保』、②農業・商工業の自営業において、女性が果たしている役割が正しく評価され、男女が家庭や地域で対等なパートナーとしてともに参画できる『農業・商工業など自営業における男女共同参画の確立』、③男女がともに仕事と家庭生活を両立しやすい社会を目指す『仕事と生活の調和の推進』という3つの重点課題を設定し、各施策に取り組みます。

重点課題 2-1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

男女労働者間に生じる格差の解消を図るため、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組である「ポジティブ・アクション」について、「仕事と生活の両立宣言」を行った市内の企業を市のホームページで紹介した。また、「ポジティブ・アクション」の事例等の周知をおこなうことで、企業へ感化を促した。

重点課題 2-2 農業・商工業など自営業における男女共同参画の確立

女性農業者の活動を支援するため、和牛・酪農ヘルパー組合への助成を行った。

また、各種イベントへ市内産の農畜産物の消費拡大・PR のため、和牛・酪農女性部を中心に積極的に参加し、農畜産業における女性活躍促進に努めた。家族内の女性の地位向上や役割分担、就業条件を明確に確認していくため家族経営協定を推進し、新たに5件を締結した。

みやざき農業委員会女性ネットワークや宮崎県農林漁業者女性ネットワークの研修会に参加し、導入されたばかりのタブレット操作を実際に操作しながら学ぶなど、農業委員会活動を積極的にリードするための技術を習得した。

重点課題 2-3 仕事と生活の調和の推進

配偶者が出産を控える男性職員へ育児休業制度について個別に説明、案内を行った。（育児休業取得者：男性職員4人）

仕事と生活の両立支援、多様なライフスタイルに対応した子育て支援として、ファミリーサポートセンターや放課後児童クラブなどの教育保育施設等による保育サービスの提供を行った。

子育てサポート企業「くるみん認定」について周知を行った。

基本目標 3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

概 要

本市でも少子高齢化は大きな社会問題の一つであり、さらに家族形態の多様化、家族関係・近隣関係の希薄化など、市民のライフスタイルも以前と比べ大きく異なってきたのが現代の社会状況です。そうした中、高齢社会に対応した環境整備を進めることは喫緊の課題であり、介護保険制度の運用を図りながら、介護の負担がとりわけ女性に集中することなく充実した高齢期を送れるための、介護サービス基盤の整備が必要とされています。特に、高齢者や障がいのある単身の男女が、健康面や経済面などの問題によって、住みなれた地域での生活が困難な状況におかれている場合には、適切な支援が必要となります。

そこで、①性別や年齢、障がいの有無に関わらず、市民が相互に人権を尊重し合いながら安心して生活できるための『高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくり』、②多様化する家族形態や近年の厳しい雇用情勢等により、様々な生活上の困難に直面している人々を支援し、個人の置かれた状況に配慮する『様々な生活困難を抱える人に対する支援』という2つの重点課題を設定し、各施策に取り組みます。

重点課題 3-1 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくり

生きがい学級（小林地区 5 学級、野尻地区 3 学級、須木地区 1 学級）で毎月講座を開催し、延べ 1,456 人の参加があった。年 1 回合同で開催している合同開級式に 189 人、グランドゴルフ大会に 153 人の参加があった。

介護サービス利用により状態が改善した方が、状態維持のために利用することが出来る送迎付一般介護予防教室「元気わくわく教室」を実施した。

「にしもろ地区権利擁護推進センターつなご」では、成年後見支援体制の充実、地域における権利擁護体制作りの強化をおこない、121 件の相談があった。

重点課題 3-2 様々な生活困難を抱える人に対する支援

ひとり親家庭に対し、児童扶養手当制度の説明や申請受付のほか、相談支援や経済的支援、就労支援、生活支援等を行い、自立支援を図った。

小林市生活自立相談支援センターと連携し、生活困窮者の社会・経済的自立支援をおこなった。

基本目標 4 あらゆる分野への社会参画の推進

概 要

世界の男女共同参画の現状をみると、他国に比べて日本は女性の政策・方針決定過程への参画などが非常に遅れています。本市においても、意思決定を行う様々な場面で女性の参画が不十分なため、女性の視点や意見などを十分に政策等に生かされていないのが現状です。政治・職場・地域社会といったあらゆる場面において、女性が進出し、参画が拡大するためには、女性のエンパワメントを促進することが重要であり、意思決定過程に参画できる人材を育成するなど、その能力を十分に発揮することのできる環境づくりを進めることが重要です。

また、男女共同参画を実現するためには、市民や企業と連携・協働し、男女共同参画を推進していくことも必要となります。

そこで、①あらゆる分野での政策・方針決定過程への女性の参画促進を図るため『政策・方針決定過程への女性参画の推進』、②家庭や地域社会において男女共同参画を進め、男女がともに職業生活と家庭生活、地域生活を両立できるよう『まちづくりにおける男女共同参画の推進』、③台風や地震など、様々な災害時における避難場所の運営や生活用品等の支給について、男女のニーズを生かすための『防災分野における男女共同参画の推進』という3つの重点課題を設定し、各施策に取り組みます。

重点課題 4-1 政策・方針決定過程への女性参画の推進

国・県の調査に合わせて、「審議会等における女性委員の参画状況等に係る調査」を毎年4月1日現在で実施している。令和5年4月1日現在の参画率は28.2%であり、前年の26.5%より1.7ポイント増加した。第3次小林市男女共同参画基本計画（2023年度～2032年度（令和4年度）の10カ年間）の2032年度末の目標値40.0%の達成に向けて取組を行ったが、目標達成には至っていない。

また、市職員における女性の登用率（令和6年4月1日現在）については、課長級（部長級を含む。）が17.8%、係長級（主幹級）が33.7%、一般職49.2%となり、職員の採用・登用について適正に実施した。

重点課題 4-2 まちづくりにおける男女共同参画の推進

「小林市NPOパートナーシップ創造補助金」において、「元気なまちづくり支援補助金」や「NPOパートナーシップ創造補助金」、「こばやしの人とまちが輝く！元気と笑顔創出事業」など、計46団体に男女を問わない市民活動の支援と市民参画の促進を図った。

女性の力を活かした観光分野での活動を推進するため、小林まちづくり株式会社と連携し、観光アンバサダー等と各種イベントへ積極的に参加し、観光に関する情報発信を行った。

重点課題 4-3 防災分野における男女共同参画の推進

市民防災リーダー養成講習会を開催し、女性4人を含む10人を新規認定した。

担い手育成講座を4回、防災講話を19回、地区防災訓練や資機材点検を22回実施した。

計画の推進

概 要

計画の実効性を高めるために、横断的な推進体制の充実・強化が不可欠であり、総合的体制づくりが必要となります。
また、男女共同参画は行政のあらゆる分野において実行していく必要があるため、総合的かつ客観的な推進状況の管理と評価を実施していきます。
そこで、①『計画の推進体制』、②『計画の進行管理』という2つの重点課題を設定し、各施策に取り組みます。

重点課題 5－1 計画の推進体制

計画の全庁的な取組を推進し、関係課との連絡調整や提言に対する検討を行うため、小林市男女共同参画行政推進会議・小林市男女共同参画審議会を開催し、取組状況について検討・協議を行った。

重点課題 5－2 計画の進行管理

宮崎県男女共同参画センターが開催する「男女共同参画地域推進員養成講座」において、小林市の男女共同参画地域推進員が6人となった。

3. 各課からの報告内容

課名： 地方創生課

主な取り組み内容・方針

重点課題1-1 男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成

家庭・学校・地域における理解の促進

重点課題4-1 政策・方針決定過程への女性参画促進

女性の人材育成と人材情報提供

重点課題4-2 まちづくりにおける男女共同参画の推進

市民協働の推進

地域活動における男女共同参画の促進

観光・環境・その他の分野における男女共同参画の推進

国際理解・協力の推進

令和5年度実績及び令和6年度の取り組み

令和5年度 達成（進展）したこと

- ① 日本語教育サポーター養成講座と職員向けの研修の実施
- ② 元気なまちづくり支援補助金3団体交付
NPOパートナーシップ創造事業補助金7団体交付
こばやしの人とまちが輝く！元気と笑顔ハッシン創出事業36団体交付
うち9団体は女性が代表
- ③ 自治公民館コミュニティづくり事業補助金4団体交付
- ④ きずな協働体の情報交流会参加 9団体
- ⑤ 地区連の人が参加し、日本語教室の実施 16回
- ⑥ きずな協働体 地域担当職員 73名（うち女性 12名）

令和6年度に取り組むこと

- ① 小林市NPOパートナーシップ創造事業補助金の活用で、男女を問わない市民参画の活動を支援する。
- ② 市民活動支援センターから女性参画の呼びかけをおこなう。
- ③ きずな協働体 地域担当職員への女性参画
- ④ イベント等で外国人市民も積極的に参画できる機会を作る。
- ⑤ 地域活動に男女問わず協働できるよう啓発をおこなう。

今後の課題

- ① 団体役員への女性参画の啓発
- ② 個別の団体同士の情報交流の場が必要
- ③ 日本語教室の新規参加者・サポーターの確保

成果指標の進捗状況について

4-2 まちづくりにおける男女共同参画の推進

市内のNPO法人数	15団体
自治会加入率	70.8%
地域日本語教室への参加者数	234人

課名： 総務課

主な取り組み内容・方針

重点課題1－3 男女の人権の尊重 男女間の暴力の予防・根絶に向けた取り組み

男女間におけるあらゆる暴力の予防と根絶に向けた環境づくり

重点課題2－3 仕事と生活の調和 意識啓発

家庭や企業における仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進

重点課題4－1 政策・方針決定過程への女性参画の推進

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

令和5年度実績及び令和6年度の取り組み

令和5年度 達成（進展）したこと

- ① セクハラを含むハラスメント研修の実施（対象：主幹昇格後8年目以上の職員）
- ② 育休制度の説明・該当者への案内（対象：配偶者が出産を控える男性職員）
- ③ 女性市職員の採用、登用の促進

令和6年度に取り組むこと

- ① ハラスメントに関する研修の受講案内をおこなう。
- ② 男性職員の育休制度について継続的な周知及び該当者への案内をおこなう。

今後の課題

- ① 育児休暇取得に対する男性職員と職場の意識改革

成果指標の進捗状況について

設定なし

課名： 商工観光課

主な取り組み内容・方針

重点課題1-1 男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成

家庭・学校・地域における男女共同参画への理解促進

重点課題1-3 男女の人権の尊重

男女間におけるあらゆる暴力の予防と根絶に向けた環境づくり

重点課題2-1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

雇用の場における男女間格差解消のための環境整備
女性労働者の就業能力の取得・向上と就労の支援
多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

重点課題2-2 農業・商工業など自営業における男女共同参画の確立

男女共同参画の推進
女性の就業条件及び環境の整備
農業・商工関係団体への女性の参画拡大

重点課題2-3 仕事と生活の調和の推進

家庭や企業における仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進
多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

重点課題4-2 まちづくりにおける男女共同参画の推進

地域活動における男女共同参画の促進
観光・環境・その他の分野等における男女共同参画の推進

令和5年度実績及び令和6年度の取り組み

令和5年度 達成（進展）したこと

- ① 様々な機会や場所を捉え、広報活動や情報提供をおこなった。
- ② ポジティブ・アクションに取り組んでいる企業をホームページで紹介した。
- ③ 「くるみん認定」についてホームページで周知した。
- ④ 「多様な働き方」に係る各種セミナーの周知。
- ⑤ イベントに女性が構成となる団体を実行委員にし、新たなイベント企画をおこなった。
- ⑥ 小林まちづくり（株）と連携し、観光アンバサダー等とイベント等へ参加した。
- ⑦ 制度や働き方について周知を図ることが出来た。

令和6年度に取り組むこと

- ① 様々な機会や場所を捉え、広報活動や情報提供をおこなう。
- ② ポジティブ・アクションに取り組んでいる企業をホームページで紹介する。
- ③ 「くるみん認定」についての情報提供を行ない、認定数を増やす。
- ④ 小林市観光アンバサダーと連携し情報発信をおこなう。
- ⑤ まつりイベントの実行委員に女性の参画を推進する。
- ⑥ 女性リーダー研修等の周知を図る。

今後の課題

- ① 女性向けのセミナー等に参加を促進する。
- ② 多様な働き方、働き方改革についての周知を図る。
- ③ セクハラ、仕事と家庭の両立宣言などの周知を図る。

成果指標の進捗状況について

設定なし

課名： こども課

主な取り組み内容・方針

重点課題1-2	男女共同参画を推進する教育・学習の充実	男女平等を推進する教育・学習の充実
重点課題1-3	男女の人権の尊重	男女間におけるあらゆる暴力の予防と根絶に向けた環境づくり 被害者の保護・支援体制の充実 生涯を通じた女性の健康支援
重点課題2-3	仕事と生活の調和の推進	家庭や企業における仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援 働く男女の健康管理対策の推進
重点課題3-2	様々な生活困難を抱える人に対する支援	相談・支援体制の充実 ひとり親家庭等に対する支援の充実 自立に向けた支援の充実
重点課題4-2	まちづくりにおける男女共同参画の推進	地域活動における男女共同参画の促進

令和5年度実績及び令和6年度の取り組み

令和5年度 達成（進展）したこと

- ① 沐浴体験を通して、妊婦と夫やパートナーに育児協力体制の大切さを伝えた。
- ② 子育て世帯のDV等に関係機関と連携し対応した。
- ③ 女性の健康支援として、母子手帳交付時から継続して相談や訪問等をおこなった。
- ④ ファミリーサポートセンター事業の実施 活動件数：854件
- ⑤ 放課後児童クラブ事業の実施 18クラブ 定員：851人
- ⑥ 障がい児保育事業の実施 13法人 22園
- ⑦ 乳児家庭全戸訪問の実施をおこなった。
- ⑧ 子育て支援センター3カ所の実施 利用者数：8460人
- ⑨ 育児の相談支援として母子保健専門員を配置しきめ細やかに相談支援をおこない、不安解消、出産後の母体管理や育児、予防接種方法等について指導助言した。
- ⑩ 児童虐待防止対策として母子保健分野と児童福祉分野が連携し、発生予防、早期発見に努めた。
- ⑪ 資格取得を目指すひとり親家庭の生活を支援した。
- ⑫ 高等職業訓練促進給付金事業3件、修了一時金1件

令和6年度に取り組むこと

- ① 沐浴体験を実施し、育児協力体制の必要性を周知啓発する。
- ② 仕事と家庭の両立や多様な働き方に対応できる子育て支援をおこなう。
- ③ 教育・保育施設、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ等の運営を適切におこなう。
- ④ ひとり親家庭の相談体制を整備し経済的支援、就労支援等をおこなう。
- ⑤ 子育て世帯や子どもの困り事に関係課と連携し、重層的支援に取り組む。
- ⑥ DVや児童虐待に係る周知啓発をおこなう。
- ⑦ 一時預かりや障がい児保育等の事業の実施、多様化するニーズへサービス提供体制の確保

今後の課題

- ① 子育て世帯が仕事と家庭の両立ができ、親も子どもも健やかに成長できるよう良好な環境確保に取り組む。
- ② 働く女性の健康管理面には困難となる要因が複数ある場合が多いので、関係機関との緊密な連携が必要である。

成果指標の進捗状況について

2-3 仕事と生活の調和の推進

子育て支援相談参加者数	174人
栄養相談・健康教育参加者数	784人
母子保健推進員による家庭訪問	123人
ファミリー・サポート・センター登録会員数	812人
一時預かり事業実施施設数	25箇所
放課後児童クラブ定員	551人
放課後児童クラブ登録人数（延べ）	5,992人

課名：健康推進課

主な取り組み内容・方針

重点課題1-3 男女の人権の尊重	生涯を通じた女性の健康支援
重点課題2-2 農業・商工業など自営業における男女共同参画の確立	男女共同参画の推進
重点課題2-3 仕事と家庭の調和の推進	働く男女の健康管理対策の推進
重点課題3-1 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくり	高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくり

令和5年度実績及び令和6年度の取り組み

令和5年度 達成（進展）したこと

- ① 様々な機会を捉えて周知活動をおこなった。
- ② 働く女性の健康管理について、随時相談に応じた。
- ③ 特定健診受診率 41.3%（R6.4月速報値）
長寿健診受診率 29.1%（R6.4月速報値）
人間ドック 一般 45人 脳 121人 節目 18人
特定保健指導率 60%（見込み）

令和6年度に取り組むこと

- ① 広報・周知活動に取り組む。
- ② 乳がん、子宮がん検診の無料実施や乳がん、子宮がん和大腸がんとのセット検診の実施。
- ③ 要精密未受診者について受診勧奨に取り組む。
- ④ 特定健診、長寿健診、人間ドック、節目健診、特定保健指導を実施する。

今後の課題

- ① がん検診の受診率が目標に届いていない。
- ② 生活習慣病患者が増加している。

成果指標の進捗状況について

1-3	男女の人権の尊重	
	子宮がん検診受診率	8.4%
	乳がん検診受診率	11.2%
	健康相談参加者数	421人
	健康教室参加者数	87人
	食生活改善推進員数	35人
2-3	仕事と生活の調和の推進	
	栄養相談・健康教育参加者数	1,314人

課名：福祉課

主な取り組み内容・方針

重点課題1ー3 男女の人権の尊重

被害者の保護・支援体制の充実

重点課題3ー1 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくり

男女間におけるあらゆる暴力の予防と根絶に向けた環境づくり
被害者の保護・支援体制の充実
生涯を通じた女性の健康支援

重点課題3ー2 様々な生活困難を抱える人に対する支援

相談・支援体制の充実
自立に向けた支援の充実

令和5年度実績及び令和6年度の取り組み

令和5年度 達成（進展）したこと

- ① DV被害等の相談に対応できる体制の充実に努めた。
- ② 基幹相談支援センターで障がい者等からの相談に応じ、必要な支援をおこなった。
利用者数 延べ851人
相談支援件数 2510件
- ③ 小林市障がい者虐待防止センターの設置 相談件数：4件
- ④ 生活困窮者28名に就労支援をおこない、うち15名が就労開始となった。
- ⑤ 生活困窮者の社会的・経済的自立支援 相談受付：41件

令和6年度に取り組むこと

- ① 関係機関と連携を図り、被害者への相談・支援の充実を図る。
- ② 生活保護受給者等の就労による経済的自立の実現を図る。
- ③ 生活困窮者の社会的・経済的自立の支援をおこなう。

今後の課題

- ① DV被害の新規の事案が発生した場合は、適切に対応する。
- ② 生活困窮者の就労に至っていない事案に対しては、就労準備支援・就労支援をおこない、自立へつなげる。
- ③ 就労準備支援事業での就労体験、訓練の受け入れ企業等の開拓を行う必要がある。

成果指標の進捗状況について

設定なし

課名：長寿介護課

主な取り組み内容・方針

重点課題1-3 男女の人権の尊重

被害者の保護・支援体制の充実

重点課題2-3 仕事と生活の調和の推進

多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

重点課題3-1 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくり

高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくり

重点課題4-2 まちづくりにおける男女共同参画の推進

地域活動における男女共同参画の推進

令和5年度実績及び令和6年度の取り組み

令和5年度 達成（進展）したこと

- ① 身体的・経済的虐待等での保護など必要な対応をするため、関係機関と連携を図る。
- ② 社会福祉法人減免については、引き続き各法人へ働きかけを促した。
- ③ 事務所に対する集団指導・実地指導をおこなった。
参加数 地域密着型 30事業所
居宅介護支援 27事業所
- ④ 地域密着型通所介護開設については、2事業所をあらたに指定した。
- ⑤ 友愛クラブの活動を通して学習機会を提供することができた。
- ⑥ にしもり地区権利擁護推進センターつなご 相談実績 121件
- ⑦ 「わくわく教室」の実施

令和6年度に取り組むこと

- ① 関係機関との連携維持
- ② 在宅介護手当の支給
- ③ 介護保険法改正に伴う介護保険制度の変更のパンフレットの配布や説明、設置
- ④ 第9期介護保険事業計画初年度であり、改正された点を踏まえながら、適正なサービス提供に努めていく。
- ⑤ 認知症に対する地域住民の理解や協力体制を深める。

今後の課題

- ① 友愛クラブ会員数の減少しており、会員を新たに獲得する。
- ② 支援困難なケースの増加
- ③ 介護人材の確保については、どの事業所も苦慮している状況であり、経済的支援も含め、今後検討する必要がある。

成果指標の進捗状況について

3-1 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくり	
シルバー人材センター登録者数	409人
友愛クラブ加入者数	2,554人

課名： 農業振興課

主な取り組み内容・方針

重点課題2-2 農業・商工業など自営業における男女共同参画の確立

男女共同参画の推進
女性の就業条件及び環境の整備
農業・商工関係団体への女性参画拡大

令和5年度実績及び令和6年度の取り組み

令和5年度 達成（進展）したこと

- ① 認定農業者653名中、女性59名
- ② 経営能力向上に関するセミナーや交流会等のチラシ配布等の周知をおこなった。
- ③ 認定農業者本部にて研修の実施、2月に東京であった担い手サミットへ参加した。

令和6年度に取り組むこと

- ① 女性経営者が活躍できるようにセミナーや交流会を開催する。
- ② 西諸県地区農村女性アドバイザーOG「でこんの花」の活動を支援する。
- ③ 農業委員会と連携し、家族経営協定の締結を促進し、女性の参画を促進する。
- ④ 各種講演会等への積極的な参加を促したり、国・県が主催するセミナーに参加する。

今後の課題

- ① 女性農業者グループの育成

成果指標の進捗状況について

2-2 農業・商工業など自営業における男女共同参画の確立
女性認定農業者数（累計） 59人

課名：畜産課

主な取り組み内容・方針

重点課題2-2 農業・商工業など自営業における男女共同参画の確立

男女共同参画の推進
女性の就業条件及び環境の整備

令和5年度実績及び令和6年度の取り組み

令和5年度 達成（進展）したこと

- ① 女性農業者の活動を支援するため、和牛・酪農ヘルパー組合へ助成した。
- ② こばやし秋まつり等で、和牛・酪農女性部が消費拡大のPRをおこなった。
- ③ 女性農業者への飼養環境整備を整え、様々な活動への参加を支援した。
- ④ 和牛および酪農の各女性部でこばやし秋まつり等での畜産物消費拡大に取り組んだことで市民への理解醸成を図った。
- ⑤ 令和5年度貸付頭数実績 239頭

令和6年度に取り組むこと

- ① 和牛・酪農ヘルパー組合へ助成をおこなう。
- ② 和牛・酪農女性部に運営費補助をおこない、技術・経営能力の向上を図る。

今後の課題

- ① 和牛・酪農分野への女性経営者の獲得

成果指標の進捗状況について

2-2 農業・商工業など自営業における男女共同参画の確立

和牛ヘルパー組合の利用件数	556件
畜産振興会加入率	95.0%

課名： 農業委員会事務局

主な取り組み内容・方針

重点課題2-2 農業・商工業など自営業における男女共同参画の確立

男女共同参画の推進

女性の就業条件及び環境の整備

農業・商工関係団体への女性参画拡大

令和5年度実績及び令和6年度の取り組み

令和5年度 達成（進展）したこと

- ① 家族経営協定 新規5件締結
- ② 情報収集を行い、今後地域で起こりえる事例について備えることができ、相談対応や活動をおこなうことが可能になった。
- ③ 普及センター・県農業会議、JA団体との交流実施
- ④ 宮崎県農林漁業者女性ネットワーク、みやざき農業委員会女性ネットワークの研修会に参加した。

令和6年度に取り組むこと

- ① 家族経営協定の締結推進
- ② 各種委員への女性参画
- ③ 各種団体との交流促進

成果指標の進捗状況について

2-2 農業・商工業など自営業における男女共同参画の確立

家族経営協定締結	5件
女性農業委員の会議・研修参加回数 （女性委員への要請分）	3回

報告課：建設課・須木地域振興課・野尻地域振興課

主な取り組み内容・方針

重点課題3-1 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくり

高齢者・障がい者の自立支援

令和5年度実績及び令和6年度の取り組み

令和5年度 達成（進展）したこと

① 小林地区

側溝改良、蓋設置 8箇所、路面等段差解消 3箇所

② 須木地区

道路改良工事 1箇所、市道補修工事 2箇所

③ 野尻地区

道路改良工事 1箇所、市道補修等 4箇所、バリアフリー整備事業 2箇所

令和6年度に取り組むこと

① 小林市区

側溝改良、蓋設置 7箇所予定、路面等段差解消 2箇所予定

② 須木地区

道路改良工事 1箇所予定、市道補修工事 2箇所予定、林道補修工事 1箇所予定

③ 野尻地区

道路改良工事 2箇所予定、市道補修等 3箇所予定、バリアフリー整備事業 1箇所予定

今後の課題

① 高齢者・障がい者・子どもなどを含めた道路に対し、安全な歩行環境の整備を継続して行う。

成果指標の進捗状況について

設定なし

課名： 生活環境課

主な取り組み内容・方針

重点課題4-2 まちづくりにおける男女共同参画の推進 観光・環境・その他の分野等における男女共同参画の推進

令和5年度実績及び令和6年度の取り組み

令和5年度 達成（進展）したこと

① リサイクル品分別指導員 257名中、女性51名

令和6年度に取り組むこと

① リサイクル品分別指導員 259名中、女性39名

今後の課題

① 高齢者等により男女問わず、指導員の確保が難しくなっている

成果指標の進捗状況について

4-2 まちづくりにおける男女共同参画の推進

女性のリサイクル品分別指導員数 51人

課名：危機管理課

主な取り組み内容・方針

重点課題4-3 防災分野における男女共同参画の推進

災害対策における女性力の活用
防災分野への女性の参画促進

令和5年度実績及び令和6年度の取り組み

令和5年度 達成（進展）したこと

- ① 市民防災リーダー養成講習会で、10名（うち女性4名）を新規認定した。
- ② 担い手育成講座4回、防災講話19回、地区防災訓練・資機材点検22回の実施
- ③ 消防団女性部による公式SNSでPR活動を行い、加入促進を図った。

令和6年度に取り組むこと

- ① 地域防災計画策定委員会の女性職員推薦の促進
- ② 女性消防団員の新規入団
- ③ 女性の市民防災リーダー養成
- ④ 避難訓練等への女性参画

今後の課題

- ① 女性が参画しやすい環境の整備
- ② 女性の目線や意見を反映する機会を増やす
- ③ 市民防災リーダーの女性増加

成果指標の進捗状況について

4-3 防災分野における男女共同参画の推進

市民防災リーダー講習認定者数（女性認定者）
女性消防団員数

4人
15人

課名：学校教育課

主な取り組み内容・方針

重点課題1-1 男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成	家庭・学校・地域における男女共同参画への理解の促進
重点課題1-2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	男女平等を推進する教育・学習の充実 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
重点課題1-3 男女の人権の尊重	男女間におけるあらゆる暴力の予防と根絶に向けた環境づくり 生涯を通じた女性の健康支援 多様な性への理解促進
重点課題2-3 仕事と生活の調和の推進	多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援
重点課題3-1 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくり	高齢者・障がい者の積極的な社会参画の促進と生きがい対策

令和5年度実績及び令和6年度の取り組み

令和5年度 達成（進展）したこと

- ① 性で分けない男女混合名簿を作成した。
- ② キャリア教育支援センターを活用し、キャリア教育の充実を図った。
- ③ 発達段階に応じた性に関する教育に取り組んだ。
- ④ 協働の学校づくり推進協議会を開催し、学校・家庭・地域の連携について啓発をおこなった。
- ⑤ 性的少数者（L G B T等）について、教職員や児童生徒を対象に研修・啓発をおこなった。
- ⑥ すべての学校で薬物乱用防止教室等を実施できた。

令和6年度に取り組むこと

- ① 男女が互いに尊重しあう人権教育を推進する。
- ② 男女平等に配慮した学校運営を推進する。
- ③ キャリア教員支援センターを活用し、キャリア教育の充実を図る。
- ④ 発達段階に応じた性に関する教育を着実にこなう。
- ⑤ 協働の学校づくり推進協議会を開催し、学校・家庭・地域の連携の必要性について啓発を図る。
- ⑥ 問題発生時に早期に対応する体制づくりをし、課題解決に努める。

今後の課題

- ① 虐待防止の取組について、家庭環境の改善を図ることが難しいケースもあるため、
今後は、学校や関係機関との更なる連携が必要である。
- ② 地域に開かれた教育課程の推進を図る必要がある。

成果指標の進捗状況について

- 1-2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
市内小・中学校の教職員による人権教育研修会の回数 63回
- 1-3 男女の人権の尊重
セクシャルハラスメント防止等の研修会の開催回数 2回
スクールアシスタントの配置学校数 1校

課名：社会教育課

主な取り組み内容・方針

重点課題1-1 男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成	家庭・学校・地域における男女共同参画への理解の促進
重点課題1-2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	男女平等を推進する教育・学習の充実 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
重点課題1-3 男女の人権の尊重	人権に関する意識の啓発 男女間におけるあらゆる暴力の予防と根絶に向けた環境づくり 生涯を通じた女性の健康支援 メディアにおける男女の人権の尊重
重点課題3-1 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくり	高齢者・障がい者の積極的な社会参画の促進と生きがい対策
重点課題4-2 まちづくりにおける男女共同参画の推進	国際理解・協力の推進

令和5年度実績及び令和6年度の取り組み

令和5年度 達成（進展）したこと

- ① 各家庭教育学級に参加しやすい講座作りを各小学校で努め、様々な工夫を凝らして講座等を実施した。
- ② 「乳幼児すこやか学級」の出前講座を1箇所開催することができた。
- ③ 土日の行事を計画し、父親の参加を促した。
- ④ 「家族への思い」と題した作文に1,410通の応募があり、表彰式で発表をおこなった。
- ⑤ 生涯学習講座の募集を市報とチラシの全戸配布し、市民に参加を呼びかけた。
- ⑥ 生きがい学級は、小林地区5学級44講座、野尻地区3学級24講座、須木地区1学級4講座延べ1,456名が参加、グランドゴルフ大会に153名、合同開級式及び演芸大会に189名が参加した。
- ⑦ 幅広い世代へALTの派遣をし、国際理解活動をおこなった。

令和6年度に取り組むこと

- ① 家庭教育支援だより「ほほえみ」で家庭教育や子育て情報を発信する。
- ② 家庭教育学級に父親の積極的な参加を促す。
- ③ 家族の作文「家族の幸せ」を募集する。
- ④ 乳幼児すこやか学級の出前講座開催を周知し、さらに父親の積極的な参加を促す。
- ⑤ しあわせ学園へ男性の参加を促したり、中高層に向けた新しい講座を作成したい。
- ⑥ しあわせ学園、生きがい学級において人権講座を計画している。
- ⑦ 家庭教育学級で、性に関する内容の講座を開設し、親子での参加を求めていく。
- ⑧ 地域の高齢者に対し、外出する機会を計画し、促す。
- ⑨ 市内在住の外国人と交流の機会を設定し、促進する。
- ⑩ 学習支援ボランティア、高齢者の地域人材による活動を支援する。
- ⑪ 生きがい学級生の要望などを把握しながら、地域との交流を深める取組を検討する。

今後の課題

- ① 家庭教育学級、各種講座への男性の参加
- ② 新たな地域人材の確保
- ③ 女性の健康だけに特化した学習を計画するのは問題がある。
- ④ 女性からの視点で考えた活動を計画・取り組んでいる学級が多く、ニーズを考えるとそのような傾向になることもやむを得ない。
- ⑤ 性や女性の人権についての啓発が足りなかった。
- ⑥ ボランティアをしてくださる方の発掘
- ⑦ 生きがい学級の学級生も平均年齢が80歳を超えるようになり、幼児や小学生との交流活動が難しくなっている状況がある。

成果指標の進捗状況について

1-2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

家庭教育学級生数	1,597人
家庭教育学級講座参加者数	2,650人
しあわせ学園の参加者数	24人
中央公民館・勤労青少年ホーム講座の開催講座数	24講座
中央公民館・勤労青少年ホーム講座の参加者数	526人

3-1 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくり

高齢者が安心して暮らせるための高齢者学級講座の開催数	7回
高齢者の生きがい対策として的高齢者学級講座の開催数	55回
高齢者と地域の児童・生徒との交流会の実施	0回

4-2	まちづくりにおける男女共同参画の推進	
	学校支援実施件数	5,155件
	ボランティア参加者数	9,622人
	招致外国青年による学校訪問の実施	44回
	フレンドシップ事業の実施回数	2回

課名：市立病院

主な取り組み内容・方針

重点課題1ー3 男女の人権の尊重

被害者の保護・支援体制の充実

令和5年度実績及び令和6年度の取り組み

令和5年度 達成（進展）したこと

- ① 患者相談窓口にメディカル・ソーシャルワーカーを配置
- ② DV被害が疑われる場合、積極的に介入し被害を防止できた。
- ③ メディカル・ソーシャルワーカーと事務部が連携し、
警察・行政機関と情報を共有する体制が維持できた。
患者相談窓口 相談件数：2件

令和6年度に取り組むこと

- ① 患者相談窓口を設置し、患者の相談に応じる。
- ② 産婦人科では患者と面談をおこなう。
- ③ メディカル・ソーシャルワーカーと事務部が連携し、
警察・行政機関と情報を共有し、新たな被害がおきないように努める。

成果指標の進捗状況について

設定なし

課名： 市民課

主な取り組み内容・方針

- 重点課題1-1 男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成
- 重点課題1-2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- 重点課題1-3 男女の人権の尊重
- 重点課題2-1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 重点課題2-3 仕事と生活の調和の推進
- 重点課題3-2 様々な生活困難を抱える人に対する支援
- 重点課題4-1 政策・方針決定過程への女性参画の促進
- 重点課題4-2 まちづくりにおける男女共同参画の推進
- 重点課題5-1 計画の推進体制
- 重点課題5-2 計画の進行管理

令和5年度実績及び令和6年度の取り組み

令和5年度 達成（進展）したこと

- ① 男女共同参画について県男女共同参画地域推進員と連携し、市民目線での記事を広報誌及びホームページへ計5回掲載した。
- ② 男女共同参画についてのワークショップを開催した。
- ③ 県男女共同参画センターの講師派遣事業を活用し、講演会を開催した。
- ④ 人権・行政・なやみごと相談の周知を図り、27件の相談があった。
- ⑤ 小林市パートナーシップ宣誓制度を導入し、多様な性への理解促進を市全体で進める大きな一歩となった。
- ⑥ 小林市の男女共同参画地域推進員が6名に増えた。

令和6年度に取り組むこと

- ① 県男女共同参画地域推進員の増員と連携を図り、市民の目線に立った啓発をおこなう。
- ② パートナーシップ宣誓制度の運用が開始されたため、制度の周知及びL G B T Qの方々へ寄り添った対応をおこなう。また、市民・市職員に対しての研修についても引き続き行い、誰もが住みよい小林市を目指す。
- ③ 男女共同参画週間をはじめとする各週間等について市公式SNSを活用し、積極的に啓発をおこなう。
- ④ 男女共同参画について関心を持てるような市民向け講座等を計画し、性別や年齢関係なく参加しやすくする。
- ⑤ 審議会等における女性委員の登用について、各課の意識向上を目指す。

今後の課題

- ① 市職員だけでなく、企業や団体、市民に対して男女共同参画を学ぶ機会を提供し、市全体で男女共同参画意識を高める取組が求められる。

成果指標の進捗状況について

1-1	男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成	
	男女共同参画に関する講演会・講座等の開催回数	1回
	男女共同参画に関する市職員研修の参加人数	32人
	男女共同参画基本計画に関する市民アンケート調査の実施	0回
4-1	政策・方針決定過程への女性参画の推進（R6年3月31日時点）	
	女性委員がいない審議会等の数	3
	審議会等における女性委員の割合	28.2%
	審議会等における公募委員の割合	4.9%

課名： 管財課

主な取り組み内容・方針

重点課題1－3 男女の人権の尊重

被害者の保護・支援体制の充実

令和5年度実績及び令和6年度の取り組み

令和5年度 達成（進展）したこと

- ① 市営住宅への優先入居制度を継続した。

令和6年度に取り組むこと

- ① 市営住宅への優先入居制度を継続する。
- ② 関係機関と連携を図りながら、DV被害者等への相談・支援の充実を図る。

今後の課題

優先入居制度について広報で広めたい。

成果指標の進捗状況について

設定なし

成果指標進捗状況シート

基本目標	重点課題	成果の指標	単位	令和5年度実績	前年度比較	年度ごとの数値										14年度(目標)	所管課
						5年度実績	6年度実績	7年度実績	8年度実績	9年度(中間目標)	9年度実績	10年度実績	11年度実績	12年度実績	13年度実績		
1 人権尊重と男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	1-1 男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成	男女共同参画に関する講演会・講座等の開催回数	回	1	-	1				2						3	市民課
		男女共同参画に関する市職員研修の参加人数	人	32	-	32				40						40	市民課
		男女共同参画基本計画に関する市民アンケート調査への回答率	%	0	-	0				50						55	市民課
	1-2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	家庭教育学級生数	人	1,597	-	1,597				1,800						1,800	社会教育課
		家庭教育学級講座参加者数	人	2,650	-	2,650				3,000						4,300	社会教育課
		しあわせ学園の参加者数	人	24	-	24				40						40	社会教育課
		中央公民館・勤労青少年ホーム講座の開催講座数	講座	24	-	24				24						24	社会教育課
		中央公民館・勤労青少年ホーム講座の参加者数	人	526	-	526				350						350	社会教育課
		市内小・中学校の教職員による人権教育研修会の回数	回	63	-	63				63						63	学校教育課
	1-3 男女の人権の尊重	セクシュアル・ハラスメント防止等の研修会の開催回数	回	2	-	2				2						2	学校教育課
		スクールアシスタントの配置学校数	校	1	-	1				1						1	学校教育課
		子宮がん検診受診率	%	8.4	-	8.4				20						25	健康推進課
		乳がん検診受診率	%	11.2	-	11.2				20						25	健康推進課
		健康相談参加者数	人	421	-	421				1,100						1,500	健康推進課
		健康教室参加者数	人	87	-	87				600						600	健康推進課
		食生活改善推進員数	人	35	-	35				40						40	健康推進課

基本目標	重点課題	成果の指標	単位	令和5年度 実績	前年度 比較	年度ごとの数値										14年度 (目標)	所管課
						5年度 実績	6年度 実績	7年度 実績	8年度 実績	9年度 (中間目標)	9年度 実績	10年度 実績	11年度 実績	12年度 実績	13年度 実績		
2 男女がともに個性と能力を発揮できる就業環境づくり	2-2 農業・商工業など自営業における男女共同参画の確立	家族経営協定締結	件	5	-	5				10						10	農業委員会
		女性農業委員の会議・研修参加回数 (女性委員への要請分)	回	3	-	3				7						7	農業委員会
		女性認定農業者数(累計)	人	59	-	59				70						70	農業振興課
		和牛ヘルパー組合の利用件数	件	556	-	556				600						380	畜産課
		畜産振興会加入率	%	95	-	95				100						100	畜産課
	2-3 働く場における女性参画推進と「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備	子育て支援相談参加者数	人	174	-	174				180						180	こども課
		栄養相談・健康教育参加者数	人	784 (1314)	-	784 (1314)				700 (2000)						700 (2000)	こども課 (健康推進課)
		母子保健推進員による家庭訪問	人	123	-	123				130						130	こども課
		ファミリー・サポート・センター登録 会員数	人	812	-	812				780						850	こども課
		一時預かり事業実施施設数	箇所	25	-	25				26						26	こども課
		放課後児童クラブ定員	人	551	-	551				530						530	こども課
		放課後児童クラブ登録人数(延べ)	人	5,992	-	5,992				5,700						5,700	こども課
3 誰もが安心して暮らせる環境づくり	3-1 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくり	高齢者が安心して暮らせるための生きがい学級講座の開催数	回	7	-	7				24						24	社会教育課
		高齢者の生きがい対策としての生きがい学級講座の開催数	回	55	-	55				40						40	社会教育課
		高齢者と地域の児童・生徒との交流会の実施	回	0	-	0				6						6	社会教育課
		側溝改良・蓋設置箇所(延べ箇所数)	箇所	8	-	8				30						30	建設課
		路面等段差解消箇所(延べ箇所数)	箇所	3	-	3				40						40	建設課
		シルバー人材センター登録者数	人	409	-	409				650						650	長寿介護課
		友愛クラブ加入者数	人	2,554	-	2,554				3,100						3,100	長寿介護課

基本目標	重点課題	成果の指標	単位	令和5年度 実績	前年度 比較	年度ごとの数値										14年度 (目標)	所管課
						5年度 実績	6年度 実績	7年度 実績	8年度 実績	9年度 (中間目標)	9年度 実績	10年度 実績	11年度 実績	12年度 実績	13年度 実績		
4 あらゆる分野への社会参画の推進	4-1 政策・方針決定過程への女性参画の推進	女性委員がいない審議会等の数	-	3	-	3				0						0	市民課
		審議会等における女性委員の割合	%	28.2	-	28.2				35						40	市民課
		審議会等における公募委員の割合	%	4.9	-	4.9				15						15	市民課
	4-2 まちづくりに おける男女共同参画の推進	市内のNPO法人数	団体	15	-	15				18						18	地方創生課
		自治会加入率	%	70.80	-	70.80				74.50						74.50	地方創生課
		学校支援実施件数	件	5,155	-	5,155				7,200						7,200	社会教育課
		ボランティア参加者数	人	9,622	-	9,622				6,250						6,500	社会教育課
		招致外国青年による学校訪問の実施	回	44	-	44				75						75	社会教育課
		フレンドシップ事業の実施回数	回	2	-	2				5						5	社会教育課
		地域日本語教室への参加者数	人	234	-	234				100						120	地方創生課
		女性のリサイクル品分別指導員数	人	51	-	51				50						55	生活環境課
	4-3 防災分野における男女共同参画の推進	市民防災リーダー講習認定者数 (女性認定者)	人	10 (4)	-	10 (4)				40 (12)						40 (15)	危機管理課
		女性消防団員数	人	15	-	15				12						14	危機管理課

(参考資料)

審議会等一覧

資料 1

【区分1】法律または政令により設置されている審議会等

令和6年4月1日現在

番号	担当課名	審議会等名	設置根拠	委員総数 A	除外委員 数B	対象委員 数C (A-B)	公募委員 数D Cのうち	女性委員 数E Cのうち	公募委員 参画率 (D/C)	女性委員 参画率 (E/C)	除外委員	任 期
1	福祉課	西諸地域介護認定審査会(障がい部門)	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条	5	0	5	0	3	0.0	60.0		R5. 4. 1～R7. 3. 31 (2年間)
2	ほけん課	小林市国民健康保険運営協議会	・国民健康保険法第11条2項	13	0	13	0	3	0.0	23.1		R4. 5. 9～R7. 5. 8 (2年間)
3	長寿介護課	西諸地域介護認定審査会	・介護保険法第14条	30	0	30	0	18	0.0	60.0		2年間
4	危機管理課	小林市国民保護協議会	・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条	28	5	23	0	2	0.0	8.7		R6. 4. 1～R8. 3. 31 (2年間)
5	危機管理課	小林市防災会議	・災害対策基本法第16条	35	4	31	0	2	0.0	6.5	市長・教育長 消防署長・消防団長	R6. 4. 1～R8. 3. 31 (2年間)
			合 計	111	9	102	0	28	0.0	27.5		

【区分2】地方自治法第180条の5に基づく委員会

番号	担当課名	審議会等名	設置根拠	委員総数 A	除外委員 数B	対象委員 数C (A-B)	公募委員 数D Cのうち	女性委員 数E Cのうち	公募委員 参画率 (D/C)	女性委員 参画率 (E/C)	除外委員	任 期
6	総務課	小林市固定資産評価審査委員会	・地方自治法第180条の5	3	0	3	0	1	0.0	33.3		R3. 5. 10～R6. 5. 9 (3年間)
7	企画政策課	小林市公平委員会	・地方自治法第180条の5	3	0	3	0	1	0.0	33.3		4年間
8	学校教育課	小林市教育委員会	・地方自治法第180条の5	4	0	4	0	3	0.0	75.0		4年間
9	選挙管理委員会 事務局	小林市選挙管理委員会	・地方自治法第180条の5	4	0	4	0	1	0.0	25.0		R4. 6. 29～R8. 6. 28 (4年間)
10	監査委員事務局	小林市監査委員	・地方自治法第180条の5	2	0	2	0	0	0.0	0.0		

11	農業委員会 事務局	小林市農業委員会	・ 地方自治法第180条の5	19	0	19	19	3	100.0	15.8		R4. 4. 1～R7. 3. 31 (3年間)
			合 計	35	0	35	19	9	54.3	25.7		

【区分3】法令・条例で設置されている地方自治法第202条の3に基づく審議会等

番号	担当課名	審議会等名	設置根拠	委員 総数 A	除外 委員 数 B	対象 委員 数 C (A-B)	公募 委員 数 D Cのうち	女性 委員 数 E Cのうち	公募 委員 参画 率 (D/C)	女性 委員 参画 率 (E/C)	除外委員	任 期
12	危機管理課	小林市安全で住みよいまちづくり推進協議会	・小林市安全で住みよいまちづくり条例	15	11	4	0	1	0.0	25.0	副市長・教育長 他9名	R5. 2. 19～R7. 2. 18 (2年間)
13	総務課	小林市情報公開・個人情報保護審査会	・小林市情報公開・個人情報保護審査会設置条例	5	0	5	0	2	0.0	40.0		R4. 6. 17～R6. 6. 16 (2年間)
14	総務課	小林市行政不服審査会	・小林市行政不服審査法施行条例	3	0	3	0	0	0.0	0.0		R4. 5. 2～R7. 5. 1
15	管財課	小林市特殊旅館審議会	・環境を害するおそれのある特殊旅館の建築の規則に関する条例	5	0	5	0	0	0.0	0.0		R4. 5. 1～R6. 4. 30 (2年間)
16	管財課	小林市空家等対策審議会	・小林市空家等の適正管理に関する条例	7	0	7	0	0	0.0	0.0		R6. 4. 1～R8. 3. 31 (2年間)
17	建設課	小林市景観審議会	・小林市景観条例	9	0	9	0	1	0.0	11.1		R4. 7. 1～R6. 6. 30 (2年間)
18	建設課	小林市都市計画審議会	・小林市都市計画審議会設置条例	10	0	10	0	1	0.0	10.0		R5. 6. 1～R7. 5. 31 (2年間)
19	商工観光課	小林市企業立地奨励審議会	・小林市企業立地促進条例	12	0	12	0	1	0.0	8.3		R5. 4. 1～R7. 3. 31 (2年間)
20	生活環境課	小林市廃棄物減量等推進審議会	・小林市廃棄物減量等推進審議会条例	17	0	17	0	8	0.0	47.1		R5. 2. 1～R7. 1. 31 (2年間)
21	生活環境課	小林市環境審議会	・小林市環境基本条例	15	0	15	0	4	0.0	26.7		R5. 1. 30～R7. 1. 29 (2年間)
22	福祉課	小林市障害者施策推進協議会	・小林市障害者施策推進協議会条例	25	6	19	0	3	0.0	15.8		R5. 4. 1. ～R7. 3. 31 (2年間)
23	こども課	小林市子ども・子育て会議	・小林市子ども・子育て会議条例	15	0	15	2	7	13.3	46.7		R4. 8. 23～R7. 3. 31 (3年間)
24	学校教育課	小林市教育支援委員会	・小林市教育支援委員会設置条例	14	12	2	0	1	0.0	50.0	学校長・医師 ・教諭・専門委員	R6. 4. 1～R7. 3. 31 (1年間)
25	学校教育課	小林市奨学生選考委員会	・小林市奨学金貸与条例	6	4	2	0	1	0.0	50.0	学校長	R6. 4. 1～R7. 3. 31 (1年間)
26	社会教育課	小林市社会教育委員	・小林市社会教育委員設置条例	12	0	12	0	6	0.0	50.0		R6. 4. 1～R8. 3. 31 (2年間)

27	社会教育課	小林市教育集会所運営審議会	・小林市教育集会所設置条例	10	0	10	0	2	0.0	20.0		R6. 4. 1～R8. 3. 31 (2年間)
28	社会教育課	小林市文化財保存調査委員会	・小林市文化財保護条例	8	0	8	0	2	0.0	25.0		R4. 9. 1～R6. 8. 31 (2年間)
29	社会教育課 (文化会館)	小林市文化会館運営審議会	・小林市文化会館設置条例	12	0	12	0	3	0.0	25.0		R6. 4. 1～R8. 3. 31 (2年間)
30	市民課	小林市男女共同参画審議会	・小林市男女共同参画推進条例	10	0	10	1	6	10.0	60.0		R4. 10. 17～R6. 10. 16 (2年間)
31	企画政策課	小林市総合計画等審議会	・小林市総合計画等審議会条例	15	0	15	2	3	13.3	20.0		R5. 7. 27～R7. 3. 31 (2年間)
			合 計	225	33	192	5	52	2.6	27.1		

【区分4】要綱等により設置されている懇談会、会議等

番号	担当課名	審議会等名	設置根拠	委員 総数 A	除 外 委員 数 B	対 象 委員 数 C (A-B)	公 募 委員 数 D Cのうち	女 性 委員 数 E Cのうち	公 募 委員 参 画 率 (D/C)	女 性 委員 参 画 率 (E/C)	除 外 委員	任 期
32	福祉課	小林市愛のふるさと福祉基金運用委員会	・小林市地域保健福祉推進事業実施要綱	8	5	3	0	1	0.0	33.3	副市長 他4名	R5. 4. 1～R7. 3. 31 2年間
33	健康推進課	小林市生涯健康づくり推進協議会	・小林市生涯健康づくり推進協議会設置要綱	35	0	35	0	7	0.0	20.0		R5. 10. 12～R7. 3. 31 (2年間)
34	福祉課	小林市民生委員推薦会	・小林市民生委員推薦会規則	14	2	12	0	4	0.0	33.3		R3. 6. 1～R6. 5. 31 (3年間)
35	健康推進課	小林市自殺対策協議会	・小林市自殺対策協議会設置要綱	24	0	24	0	7	0.0	29.2		R5. 10. 23～R7. 3. 31 (2年間)
36	学校教育課	西諸地区いじめ問題対策専門家委員会	・西諸地区いじめ問題対策専門家委員会共同設置規約	5	0	5	0	2	0.0	40.0		R6. 4. 1～R8. 3. 31 (2年間)
37	社会教育課	小林市立図書館協議会	・小林市立図書館協議会規則	10	0	10	0	5	0.0	50.0		R6. 4. 1～R8. 3. 31 (2年間)
38	こども課	小林市要保護児童等対策地域協議会	・児童福祉法第25条の2 ・小林市要保護児童等対策地域協議会設置要綱	21	1	20	0	4	0.0	20.0	副市長	
39	野尻庁舎地域振興課	小林市野尻庁舎改築市民懇話会	・小林市野尻庁舎改築市民懇話会設置要綱	12	0	12	0	2	0.0	16.7		R6. 4. 1～R8. 3. 31 (2年間)
40	管財課	小林市営住宅入居者選考委員会	・小林市市営住宅入居者選考委員会規則	10	0	10	0	3	0.0	30.0		R5. 5. 1. ～R6. 4. 30 (1年間)
			合 計	139	8	131	0	35	0.0	26.7		

【区分5】その他

一 連 番 号	担当課名	審議会等名	設置根拠	委員 総数 A	除 外 委員 数 B	対 象 委員 数 C (A-B)	公 募 委員 数 D Cのうち	女 性 委員 数 E Cのうち	公 募 委員 参 画 率 (D/C)	女 性 委員 参 画 率 (E/C)	除 外 委員	任 期
41	国スポ・障スポ推進室	第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会	第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会会則	91	0	91	0	11	0.0	12.1		令和9年度開催終了後解散
42	スポーツ振興課	小林市スポーツ推進委員協議会	・小林市スポーツ推進委員に関する規則	19	0	19	0	7	0.0	36.8		R6. 4. 1～R8. 3. 31 (2年間)

			合 計	110	0	110	0	18	0.0	16.4		
--	--	--	-----	-----	---	-----	---	----	-----	------	--	--

総計

委員総数 A	除外委員 数 B	対象委員 数 C (A - B)	公募委員 D Cのうち	女性委員 数 E Cのうち	公募委員 参画率 (D / C)	女性委員 参画率 (E / C)
620	50	570	24	142	4.2	24.9

女性の参画状況

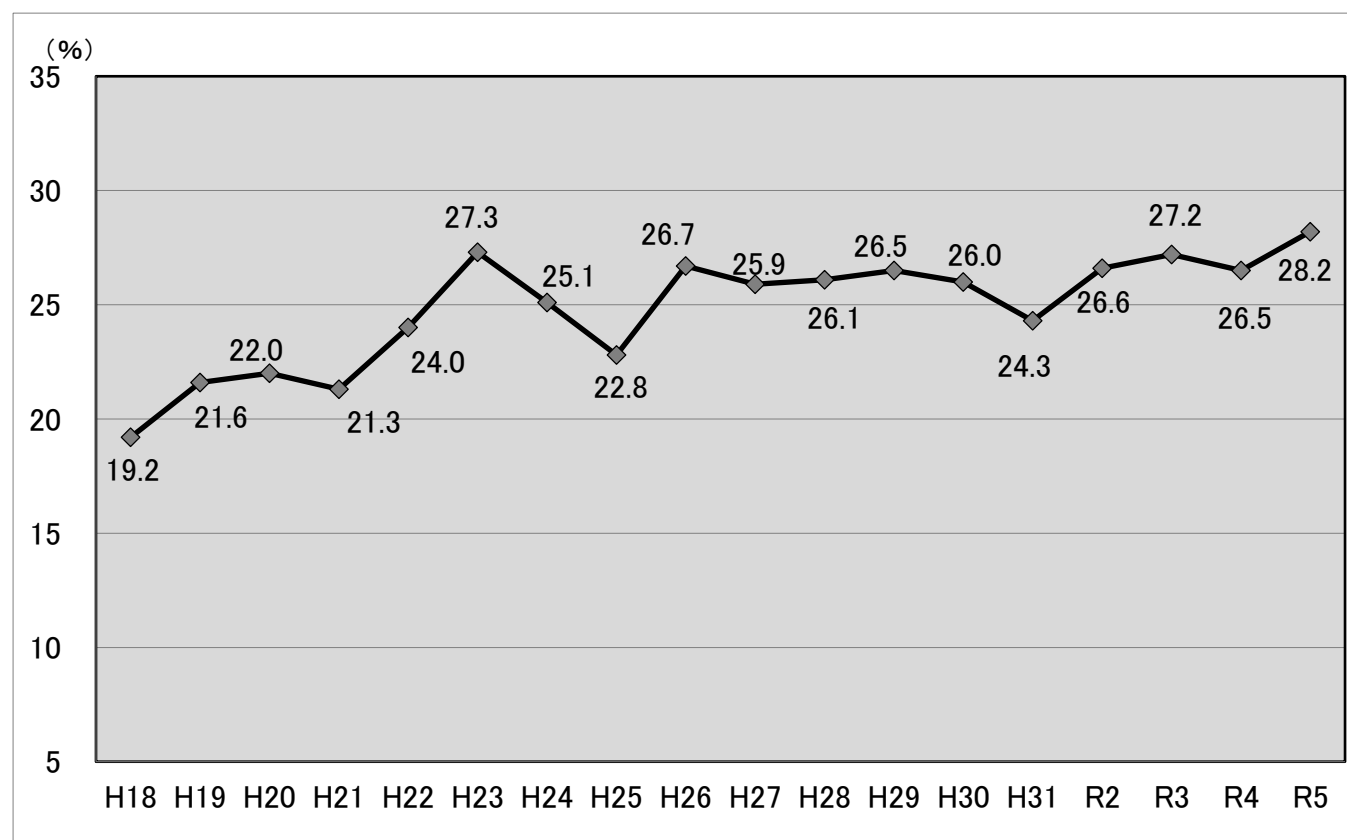
資料 2

審議会等における女性委員の参画状況

平成19年4月に「審議会等の委員への女性参画の推進に関する要領」を施行し、職員のみ構成となっている連絡・調整のための委員会、法令・条例等の定めにより充て職とある委員等については目標値算定から除外することとし、目標の対象となる審議会、委員等を明確にすることで目標値達成に向けて積極的に取り組むこととしました。

なお、令和6年4月に改正・施行された同要領では、「2032年度(令和14年度)末までに40%を達成すること」との目標値を定めました。

調査年度	参画率(%)	調査基準 年月日
平成18年度	19.2	18.4.1
平成19年度	21.6	19.4.1
平成20年度	22.0	20.4.1
平成21年度	21.3	21.4.1
平成22年度	24.0	22.4.1
平成23年度	27.3	23.4.1
平成24年度	25.1	24.4.1
平成25年度	22.8	25.4.1
平成26年度	26.7	26.4.1
平成27年度	25.9	27.4.1
平成28年度	26.1	28.4.1
平成29年度	26.5	29.4.1
平成30年度	26.0	30.4.1
平成31年度	24.3	31.4.1
令和2年度	26.6	2.4.1
令和3年度	27.2	3.4.1
令和4年度	26.5	4.4.1
令和5年度	28.2	5.4.1
令和9年度(中間)	35.0	
令和14年度	40.0	



小林市職員における女性の任用状況

※1 単位＝人数：人、登用率：％

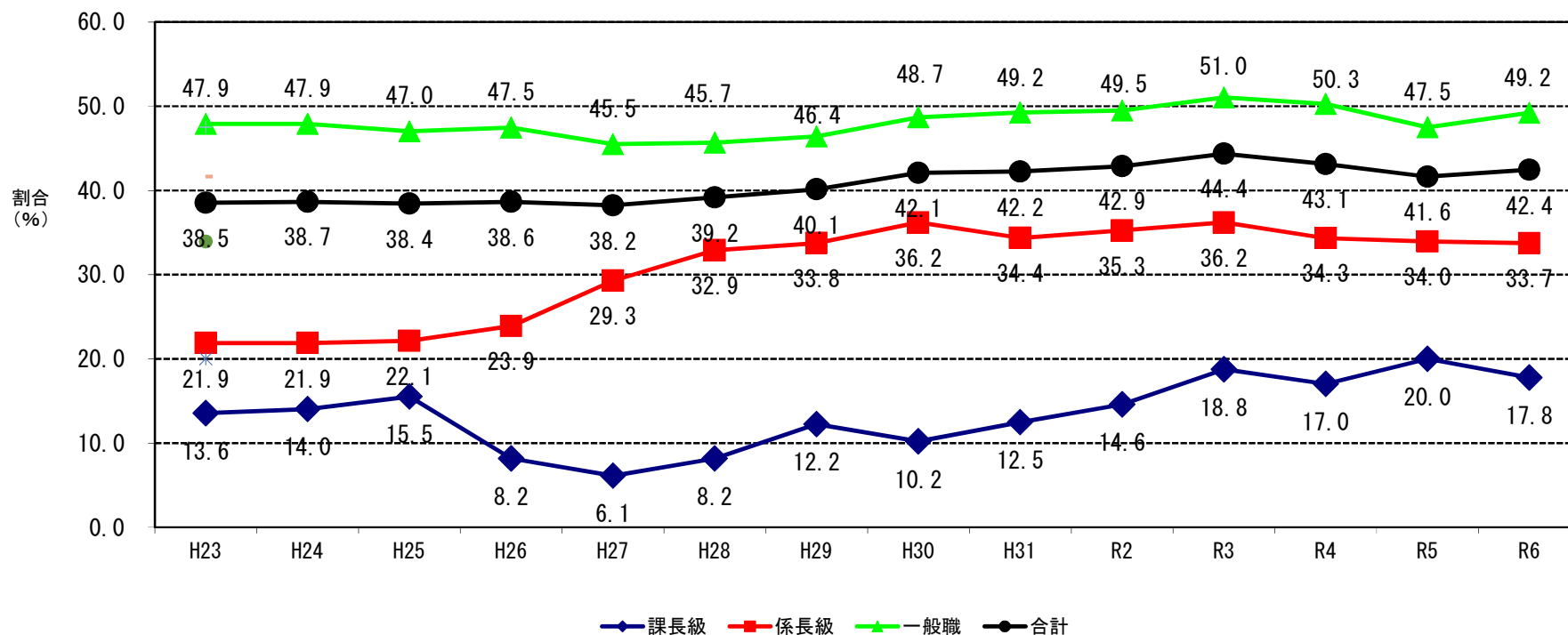
※2 部長級は平成22年度より課長級へ含む

※3 係長級は平成21年度より主幹級へ

(各年4月1日現在)

	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	職員 総数	うち 女性	登用率	職員 総数	うち 女性	登用率	職員 総数	うち 女性	登用率	職員 総数	うち 女性	登用率	職員 総数	うち 女性	登用率	職員 総数	うち 女性	登用率	職員 総数	うち 女性	登用率
課長級	59	8	13.6	57	8	14.0	58	9	15.5	49	4	8.2	49	3	6.1	49	4	8.2	49	6	12.2
係長級	128	28	21.9	128	28	21.9	122	27	22.1	134	32	23.9	140	41	29.3	152	50	32.9	157	53	33.8
一般職	384	184	47.9	384	184	47.9	387	182	47.0	394	187	47.5	389	177	45.5	381	174	45.7	377	175	46.4
合計	571	220	38.5	569	220	38.7	567	218	38.4	577	223	38.6	578	221	38.2	582	228	39.2	583	234	40.1

	平成30年度			平成31年度（令和元年度）			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	職員 総数	うち 女性	登用率	職員 総数	うち 女性	登用率	職員 総数	うち 女性	登用率	職員 総数	うち 女性	登用率	職員 総数	うち 女性	登用率	職員 総数	うち 女性	登用率	職員 総数	うち 女性	登用率
課長級	49	5	10.2	48	6	12.5	48	7	14.6	48	9	18.8	47	8	17.0	45	9	20.0	45	8	17.8
係長級	163	59	36.2	163	56	34.4	156	55	35.3	163	59	36.2	166	57	34.3	162	55	34.0	169	57	33.7
一般職	382	186	48.7	388	191	49.2	386	191	49.5	384	196	51.0	376	189	50.3	379	180	47.5	382	188	49.2
合計	594	250	42.1	599	253	42.2	590	253	42.9	595	264	44.4	589	254	43.1	586	244	41.6	596	253	42.4



小林市男女共同参画審議会委員名簿(R4.10.17～R6.10.16)

資料4

(敬称略・順不同)

氏 名	役 職 名 他	備 考
今村 礼子	野尻地区代表委員 野尻町商工会 女性部長	会長
野添 和洋	小林市立西小林小学校 校長	会長職務代理 (R4.10.17～R6.3.31)
谷之木 智子	小林市立西小林小学校 校長	会長職務代理 (R6.4.1～)
橋満 良三	小林商工会議所 専務 事務局長	
大山 竹子	小林市農業委員会 委員	
若松 照雄	都城人権擁護委員協議会小林市・西諸県部会 人権擁護委員	
関谷 恵子	小林市民生委員・児童委員	
吉行 輝真	一般社団法人 小林青年会議所 監事	
川畑 静子	NPO法人みらい 理事	
河野 雄二	須木地区代表委員 永田区長	
坂上 弘子	一般	

男女共同参画に関する世界・日本・宮崎県・小林市の動き

資料 5

※ 「宮崎県・小林市の動き」の欄中、波線を付した部分が小林市に係るもの

	国連の動き	日本の動き	宮崎県・小林市の動き
1945 (S20)	「国際連合」の創設	「衆議院議員選挙法」の改正・公布（初の婦人参政権実現）	
1946 (S21)	「婦人の地位委員会」の設置	「日本国憲法」の公布 戦後第1回衆議院選挙（初の婦人参政権行使）の実施	
1948 (S23)	「世界人権宣言」の採択		
1952 (S27)	「婦人の参政権に関する条約」の採択		
1967 (S42)	「婦人に対する差別撤廃宣言」の採択		
1972 (S47)	国連総会において1975年を「国際婦人年」とすることを宣言		
1975 (S50)	「国際婦人年」（目標：平等、発展、平和） 「国際婦人年世界会議」の開催（メキシコシティ） ※ 「世界行動計画」の採択	「婦人問題企画推進本部」の設置 「婦人問題企画推進本部」への参与の設置 「婦人問題企画推進本部会議」の開催	
1977 (S52)		「国内行動計画」の策定 「国立婦人教育会館」のオープン	
1978 (S52)			「宮崎県婦人関係行政連絡会議」の設置
1979 (S54)	「女子差別撤廃条約」の採択（国連第34回総会）		「青少年婦人課」を設置し婦人担当を設置 「婦人に関する意識等基礎調査」の実施
1980 (S55)	「「国連婦人の十年」中間年世界会議」の開催（コペンハーゲン） ※ 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」の採択		「宮崎県婦人問題懇話会」の設置 「働く婦人の意識に関する調査」の実施
1981 (S56)	「女子差別撤廃条約」の発効	「国内行動計画後期重点目標」の策定	第三次総合長期計画に「婦人対策の推進」を追加 「家庭婦人の意識に関する調査」の実施
1982 (S57)			「婦人に関する施策の方向－婦人行動計画－」の策定
1984 (S59)	「「国連婦人の十年」の成果を検討し評価するための世界会議のためのESCAP地域政府間準備会議」の開催（東京）		
1985 (S60)	「「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議」の開催（ナイロビ） ※ （西暦2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の採択	「国籍法」の改正 「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」の批准	
1986 (S61)		「婦人問題企画推進本部」の拡充（構成を全省庁に拡大、任務も拡充） 「婦人問題企画推進有識者会議」の開催	
1987 (S62)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の策定 「婦人問題企画推進本部」の参与の拡充	「男女共同社会を築くための宮崎女性プラン」の策定
1989 (H1)		「学習指導要領」の改訂（高等学校家庭科の男女必修等）	
1990 (H2)	「国連婦人の地位委員会拡大会議」の開催 「国連経済社会理事会」の開催 ※ 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論の採択		

	国連の動き	日本の動き	宮崎県・小林市の動き
1991 (H3)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」の策定 「育児休業法」の公布	第四次総合長期計画に「男女共同社会づくりの推進」を位置付け 「女性青少年課」へ課名変更 「みやざき女性交流活動センター」の設置
1992 (H4)			「女と男ですすめるサンサンひむかプラン」の策定
1993 (H5)	「国連世界人権会議」の開催（ウィーン） ※ 「ウィーン宣言及び行動計画」の採択		
1994 (H6)	「「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議」の開催（ジャカルタ） ※ 「ジャカルタ宣言及び行動計画」の採択	「男女共同参画室」の設置 「男女共同参画審議会」の設置（政令） 「男女共同参画推進本部」の設置	
1995 (H7)	「国連人権委員会」の開催 ※ 「女性に対する暴力をなくす決議」の採択 「第4回世界女性会議」の開催－平等、開発、平和のための行動（北京） ※ 「北京宣言及び行動綱領」の採択	「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）	「男女共同社会づくりのための調査」の実施
1996 (H8)		「男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）」の発足 「男女共同参画2000年プラン」の策定	
1997 (H9)		「男女共同参画審議会」の設置（法律） 「男女雇用機会均等法」の改正 「介護保険法」の公布	「ひむか女性プラン」の策定
1998 (H10)		男女共同参画審議会が「男女共同参画社会基本法－男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり」を答申	
1999 (H11)	「ESCAPハイレベル政府間会議」の開催（バンコク）	「男女共同参画社会基本法」の公布・施行 「食料・農業・農村基本法」の公布・施行（女性の参画の促進を規定）	「女性青少年課」に「女性政策監」を設置
2000 (H12)	「国連特別総会「女性2000年会議」」の開催（ニューヨーク） ※ 「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」の採択	「男女共同参画基本計画」の閣議決定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の公布・施行	「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」の実施 「企画調整課」に男女共同参画行政窓口を設置 「小林市男女共同参画推進協議会」の設置 「女性行政」を「男女共同参画行政」に改正 「少子化対策フォーラム」の開催 第4次小林市総合計画に「男女共同参画社会を目指して」と明記
2001 (H13)		「男女共同参画会議」の設置 「男女共同参画局」の設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の公布・施行 第1回男女共同参画週間 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」の閣議決定	第五次総合長期計画に「男女共同参画社会づくり」と位置付け 「女性政策監」を「男女共同参画監」に、「女性対策班」を「男女共同参画推進班」に改称 「宮崎県男女共同参画センター」の設置 「小林市男女共同参画行政推進会議」の設置 ※ 各種審議会等への女性の登用目標値を平成22年度までに30%とするの決定 「男女共同参画社会に関する意識調査」の実施 「少子化対策講演会」の開催

	国連の動き	日本の動き	宮崎県・小林市の動き
2002 (H14)		「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」の設置	「みやざき男女共同参画プラン」の策定
2003 (H15)		「次世代育成支援対策推進法」の公布・施行 「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」の公布・施行 「少子化社会対策基本法」の公布・施行	「 <u>小林市男女共同参画基本計画</u> 」の策定 「 <u>宮崎県男女共同参画推進条例</u> 」の施行 「 <u>宮崎県男女共同参画審議会</u> 」の設置
2004 (H16)		「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正	「青少年男女参画課」へ課名変更
2005 (H17)	「第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）」の開催（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第2次）」の閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」の策定 「育児休業、介護休業等、育児または家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正	「 <u>小林市男女共同参画推進条例</u> 」の施行 「 <u>男女共同参画社会づくりのための県民意識調査</u> 」の実施
2006 (H18)		「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」の改正 「東京閣僚共同コミュニケ」の採択 「東アジア男女共同参画担当大臣会合」の開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」の改定	旧小林市・旧須木村の合併により「 <u>新小林市</u> 」の誕生（3月20日） 旧小林市の「 <u>小林市男女共同参画基本計画</u> 」を新市に継承 「 <u>小林市男女共同参画推進条例</u> 」の施行 「 <u>小林市男女共同参画審議会</u> 」の設置 「 <u>小林市男女共同参画行政推進会議</u> 」の設置 ※ 各種審議会等への女性の登用目標値を平成24年度末までに33%にするとの改定 「 <u>DV対策宮崎県基本計画</u> 」の策定
2007 (H19)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正 「短時間労働者の雇用管理改善等に関する法律」の改正 「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略とりまとめ 「仕事と生活の調査（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定	「 <u>みやざき男女共同参画プラン（改訂版）</u> 」の策定 新みやざき創造計画の重点施策に「 <u>男女共同参画社会づくりの推進</u> 」を位置付け 「 <u>審議会等の委員への女性参画の推進に関する要領</u> 」の施行 「 <u>市民活動、市民と行政の協働、男女共同参画に関する市民意識調査</u> 」の実施
2008 (H20)		「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出	「 <u>男女（ひと）きらめきフェスティバル</u> 」の開催 「 <u>小林市男女共同参画基本計画改定版</u> 」の策定 「生活・協働・男女参画課」へ課名変更
2009 (H21)	「女子差別撤廃委員会」の開催（ニューヨーク） ※ 我が国が国連に提出した女子差別撤廃条約実施状況第6回報告の審議が行われ、条約の更なる実施に向け、我が国に対して勧告が出される。	「改正育児・介護休業法」の公布	「 <u>DV対策宮崎県基本計画</u> 」の改定 「 <u>人権コミュニケーションフェスティバル2009・男女（ひと）きらめきフェスティバル2009</u> 」の共同開催
2010 (H22)	「国連『北京+15』世界閣僚級会合」の開催（ニューヨーク） ※ 「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議成果文書」に関する実施状況が協議され、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言が採択	「改正育児・介護休業法」の施行 「第3次男女共同参画基本計画」の閣議決定	「 <u>人権コミュニケーションフェスティバル2010・男女（ひと）きらめきフェスティバル2010</u> 」の共同開催 旧小林市・旧野尻町の合併により「 <u>新小林市</u> 」の誕生（3月23日） 旧小林市の「 <u>小林市男女共同参画基本計画</u> 」を新市に継承 「 <u>男女共同参画社会づくりのための県民意識調査</u> 」の実施

	国連の動き	日本の動き	宮崎県・小林市の動き
2011 (H23)	「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関（略称：U N Women）」の正式発足		
2012 (H24)	第 56 回国連婦人の地位委員会「自然におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画 策定	「第 2 次みやざき男女共同参画プラン」の策定 小林市男女共同参画基本計画に関するアンケート調査の実施 「第 2 次小林市男女共同参画基本計画」の策定
2013 (H25)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定 「日本再復興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる。	男女共同参画に係る所管課が市民課から市民協働課へ変更 「審議会等の委員への女性参画の推進に関する要領」の改正 ※ 各種審議会等への女性の登用目標値を平成34年度末までに40%にするとの改正等
2014 (H26)	第 58 回国連婦人の地位委員会「自然におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択 女性が教育を受ける権利を訴えてきた「マララ・ユスフザイ氏（17 歳）」が「ノーベル平和賞」を受賞	「日本再復興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）に『女性が輝く社会』の実現が掲げられる。	西諸定住自立圏連携事業の一環として男女共同参画事業（講演会）を実施 平成 25 年度「宮崎県男女共同参画の現状と施策」（報告書）の作成
2015 (H27)	国連「北京+20」記念会合（第 59 回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）） 第 3 回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択	「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定	西諸定住自立圏連携事業の一環として男女共同参画事業（講演会）を実施 平成 27 年度「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」実施 「みやざき女性の活躍推進会議」設立 「宮崎県特定事業主行動計画（第 3 期）」策定
2016 (H28)	第 60 回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 「女性活躍加速のための重点方針 2016」策定 「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 「育児・介護休業法」改正（平成 29 年施行） 「男女雇用機会均等法」改正（平成 29 年施行） 「ストーカー規制法」改正（平成 29 年施行）	西諸定住自立圏連携事業の一環として男女共同参画事業（講演会）を実施 平成 27 年度「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」結果公表 「宮崎県特定事業主行動計画（第 3 期）」策定 性暴力被害者支援センター「さぽーとねっと宮崎」設置 男女共同参画に係る所管課が市民協働課から市民課へ変更 女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」策定
2017 (H29)	第 61 回国連女性の地位委員会（ニューヨーク）		「第 3 次みやざき男女共同参画プラン」の策定 女性活躍推進大会（講演会）を開催
2018 (H30)	第 62 回国連女性の地位委員会（ニューヨーク）	「政治分野における男女共同参画推進法」公布・施行 民法改正（女性の婚姻開始年齢引上げ、2022 年施行）	「小林市男女共同参画基本計画に関するアンケート調査」実施 男女共同参画推進大会（講演会）の開催
2019 (H31)	第 63 回国連女性の地位委員会（ニューヨーク）	「女性の職業生活における活躍の推進に係る法律」改正（R1 年公布）	「第 2 次小林市男女共同参画基本計画改訂版」の策定 男女共同参画講演会の開催

	国連の動き	日本の動き	宮崎県・小林市の動き
2020 (R2)	第 64 回国連女性の地位委員会（ニューヨーク） 第 75 回国連総会「第 4 回世界女性会議 25 周年記念ハイレベル会合」（ニューヨーク）	「第 5 次男女共同参画基本計画」閣議決定	「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」実施 「宮崎県特定事業主行動計画（第 4 期）策定
2021 (R3)	第 65 回国連女性の地位委員会（ニューヨーク） ジェンダー平等を目指す全ての世代フォーラム	「政治分野における男女共同参画推進法」改正・施行 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」決定	「 <u>小林市男女共同参画基本計画に関するアンケート調査</u> 」実施 <u>男女共同参画市民講座の開催</u>
2022 (R4)	第 66 回国連女性の地位委員会（ニューヨーク）		「第 4 次みやざき男女共同参画プラン」策定 「 <u>第 3 次小林市男女共同参画基本計画</u> 」策定 <u>男女共同参画ワークショップの開催</u>
2023 (R5)	第 67 回国連女性の地位委員会（ニューヨーク）	G7 広島サミット 女性版骨太の方針 2023（女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023）決定	
2024 (R6)	第 68 回国連女性の地位委員会（ニューヨーク）	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正・施行	

用語解説

生きがい学級	高齢者が生きがいを持ち、日々充実した、よりよい生活を送るために、総合的な生涯学習に取り組む。
えるぼし	「女性活躍推進法」に基づく認定制度で、一般事業主行動計画の策定・届け出を行った事業主のうち、女性の活躍推進のため取り組みの実施状況が優良な企業を厚生労働大臣が「えるぼし認定企業」や「プラチナえるぼし認定企業」として認定します。
家族経営協定	農家等の家族内において、経営方針の決定、役割分担（農業生産、家庭生活）、就業環境（休日、労働報酬など）、経営移譲などを文書により取り決めたもの。
家庭教育学級	本来家庭が果たすべき役割を見つめ直す機会になるように、保護者自身が親の役割や子どもの心の理解など家庭での教育について、講師の話や話し合いを通して考え、深めていく学習の場のこと。
きずな協働体	地域で活動する各種団体や地域住民が連携・協力し、地域のまちづくりのために自主的に活動するネットワーク組織。一つの団体だけでは対応が困難なことや、地域で協力しながら取り組むほうが効果的・効率的なことに対して、地域のみんなで考えながら取り組む。
キャリア教育	人が生涯の中で様々な役割を果たす家庭で、自らの役割の価値や自分との関係を見いだしていく連なりや積み重ねが、「キャリア」であるとされ、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
緊急通報システム	緊急時の119番通報することができない65歳以上の高齢者または重度障がい者を対象に、ボタン1つの簡単な操作で通報できるサービス。
くるみん認定	「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けること。
しあわせ学園	市内に在住する40歳以上の方を対象に、生涯にわたり夢と希望をもって、豊かな生活を送ることをめざして、幅広い分野と専門的な内容を総合的に学習する。
ジェンダー	社会的・文化的に形成された性別のこと。
仕事と生活の両立応援宣言	企業・事業所のトップの方に、従業員が仕事と生活の両立ができるような、「働きやすい職場づくり」への具体的な取組を宣言してもらう制度。

女性活躍推進法	女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であることから平成28年に施行された法律。
スクールアシスタント	児童生徒が身近に相談でき、学校や地域社会との連携を支援し、児童生徒が安心して学ぶことのできる学校生活を提供する。
国際女性デー（世界女性デー）	1904年にニューヨークで婦人参政権を求めたデモが起因となり、国連によって1975年に3月8日を「国際女性デー（International Women's Day）」として制定され、すばらしい役割を担ってきた女性たちによってもたらされた勇気と決断を称える日。 ※3月8日は「ミモザの日」とも呼ばれ、黄色いミモザの花がシンボルとして親しまれている。
性的少数者（LGBTQ等）	性別違和（「体の性」と「こころの性」が一致しない状態）の人や恋愛感情などの性的な意識が同性や両性に向かう人（同性愛、両性愛）、身体的な性別が不明瞭な人などのことをいう。性的少数者の方々の中には、日常生活で様々な精神的苦痛や孤立感をはじめとした、生きづらさを感じている方もいる。 ＊性的指向…好きになる相手が同性か異性かなど ＊性自認…自分の性別を自分でどう思うか 【LGBTQの説明】 L（レズビアン）…女性の同性愛者 G（ゲイ）…男性の同性愛者 B（バイセクシュアル）…両性愛者 T（トランスジェンダー）…生まれたときの法的・社会的性別とは違う性別で生きる人、生きたいと望む人 Q（クエスチョニング）…自分の性自認を決めていない、決めない考えをもつ人。
セクシュアル・ハラスメント	性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること。性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師・介護福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。

特定事業主行動計画	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）より、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、301 人以上の民間企業等）に義務づけられ、その中で、国や地方公共団体の機関については特定事業主として、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合などの数値を用いて達成しようとする目標と取組みの内容、実施時期を示し、計画を実行することとされている。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者のこと。担い手農業者とも呼ばれる。
パートナーシップ宣誓制度	互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方または双方が性的少数者である者同士が、市長に対して、双方がパートナーであることを宣誓し、宣誓した者同士を婚姻に相当する関係と認め、そのことを証明する制度。小林市においては、令和5年3月10日に告示。
ファミリー・サポート・センター	サービスを提供したいものと受けたい者が会員になり、保育所への送迎や保育時間外の保育などを有償で行う相互援助組織。
放課後児童クラブ	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。
宮崎県男女共同参画地域推進員	県で平成25年から地域において男女共同参画の普及・啓発や、男女共同参画の視点に立った地域活動に取り組む意欲のある方。令和6年7月20日現在167名（内、小林市9名）
メディカルソーシャルワーカー	Medical social worker=MSW。医療社会福祉事業に携わる人のことをいう。

第3次小林市男女共同参画基本計画実施状況報告書
－令和5年度事業実績－

編 集 小林市 市民課 人権グループ
〒886-8501 小林市細野300番地
電 話 0984-23-1141
FAX 0984-24-5063
E-mail k_jinken@city.kobayashi.lg.jp
発 行 小林市

※この報告書に対するご意見をお寄せください。